新	旧
第 1 条 ~ 第 13 条 略	第 1 条 ~ 第 13 条 略
 (附 則) 1 この要綱は、平成 18 年4月5日から施行し、平成 18 年4月1日から適用する。 2 この要綱は、今和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第3項、第10条及び第11条の規定は同日以降もその効力を有する。 	 (附 則) 1 この要綱は、平成 18 年4月5日から施行し、平成 18 年4月1日から適用する。 2 この要綱は、<u>令和6年5</u>月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第3項、第 10 条及び第11 条の規定は同日以降もその効力を有する。
(附 則)略	(附 則)略
(附 則) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	